一	（略）	（略）
二	第十条の規定により整理された二需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	（略）
三	第十条の規定により整理された二需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	（略）
四	第十条の規定により整理された二需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	（略）

第十三条　（略）

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、二需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一	（略）	（略）
二	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	（略）
三	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	（略）
四	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	（略）

一	（略）	（略）
二	第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	（略）
三	第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	（略）
四	第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	（略）

第十三条　（略）

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、二需要種別又は三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一	（略）	（略）
二	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	（略）
三	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	（略）
四	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	（略）